

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令案

規制の名称：プラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制及び再資源化等を促進するための措置の創設

規制の区分：新設 改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

評価実施時期：令和3年10月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

これまで年間約140万トンのプラスチック使用製品廃棄物を中国等の諸外国にリサイクル用途で輸出してきたが、2017年7月以降は最大の輸出相手国であった中国においてプラスチック使用製品廃棄物の輸入が制限されたことを受けて、東南アジア等への輸出量を増加させ、プラスチック使用製品廃棄物の輸出量を約100万トンに縮減させるとともに、その縮減分を国内で処理することで対応してきたところ、2021年1月には改正バーゼル条約が発効し、プラスチック使用製品廃棄物の海外への輸出がさらに厳格化されている。

国内では、特に産業廃棄物において、最終処分量のうちプラスチック使用製品廃棄物が容積ベースで約300万 m^3 （産業廃棄物全体約1,000万 m^3 ）と最も多い品目となっており、また、一般廃棄物についてもその最終処分場の残余年数は年々減少傾向であり、ごみ焼却施設数も減少している。

このような状況下で、前述のとおり、国内で処理しなければならないプラスチック使用製品廃棄物の量がさらに増大することが見込まれていることから、国内で排出されるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制を行うとともに、排出されたものについてはより一層の再資源化等の有効利用を推進するための規制を行わない場合には、最終処分場の逼迫や環境保全上の支障が生ずるおそれがある。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

[課題及びその発生原因]

プラスチック使用製品廃棄物の排出量を削減するためには、特に大量消費を促す製品分野となっている商品の販売又は役務の提供に付随して消費者に無償で提供されるプラスチック使用製品について、その提供の仕方を改めることで、過剰なプラスチック使用製品の使用を抑制するとともに、消費者におけるライフスタイルの変革を促すことが重要である。

また、排出されたプラスチック使用製品廃棄物については、容器包装、家電、小型家電等に関する各種リサイクル制度の下で、回収・再資源化等が実施されているところであるが、当該制度の下で回収されているプラスチック使用製品廃棄物は、全体の3割程度にとどまっている。特に、プラスチック使用製品廃棄物の排出量の約半分を占めているプラスチック使用製品産業廃棄物等については、排出の抑制及び再資源化等を包括的に進める制度が存在しないため、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出事業者に対し、その排出の抑制及び再資源化等の取組を求める措置が必要である。

[規制外の政策手段の検討]

プラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制及び再資源化等に自主的に取り組む事業者を国としてプレイアップすることや、再資源化事業者の設備投資への補助制度などが考えられる。しかしながら、こうした規制によらない手段は、昨今のプラスチックごみ問題への対応の必要性の高まりから既に講じてきたところであり、一定の効果はあったものの、2019年5月に策定したプラスチック資源循環戦略に盛り込んだ世界トップレベルの野心的なマイルストーン（2030年までに使い捨てプラスチックを累積25%排出抑制、2035年までに使用済プラスチックを100%有効利用、2030年までに再生利用を倍増等）も踏まえ、更なる取組の強化が必要である。

[規制の内容]

本規制案は、第204回通常国会で成立した「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「法」という。）」において導入することが決定されているものであり、その具体的要件が政令に委任されていることに伴い導入されるものである。

加えて、規制の内容は、国会での審議を踏まえて、中央環境審議会及び産業構造審議会において、委員が専門的知見に基づき、規制の効果や事業者による実行可能性等も含めてプラスチックの資源循環を促進するために適正な内容について審議したものであり、下記のとおりとする。

① 特定プラスチック使用製品の使用の合理化

主務大臣は、特定プラスチック使用製品（商品の販売又は役務の提供に付随して消費者に無償で提供されるプラスチック使用製品として政令で定めるもの。下記に記載。）を提供する事業者であって、政令で定める業種に属する事業（下記に記載。）を行うものによる特定プラスチック使用

製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制のために取り組むべき措置の判断の基準となるべき事項を策定し、必要に応じて指導及び助言を行う。

また、その事業において提供する特定プラスチック使用製品の量が年間5トン以上である事業者（多量提供事業者）に対しては、判断の基準となるべき事項に照らして取組が著しく不十分であると認めるときは、勧告、公表及び命令を行うことができることとする。

政令で定める特定プラスチック使用製品の対象は、以下のものとする。

・主としてプラスチック製のフォーク、スプーン、ナイフ、マドラー、ストロー、ヘアブラシ、櫛、剃刀、シャワー用のキャップ、歯刷子、ハンガー及び衣類用のカバー

また、政令で定める業種は以下の業種とする。

・各種商品小売業、各種食料品小売業、その他の飲食料品小売業、無店舗小売業、宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業及び洗濯業

② プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進

主務大臣は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出事業者がその排出の抑制及び再資源化等を促進するために取り組むべき措置の判断の基準となるべき事項を策定し、必要に応じて指導及び助言を行う。

また、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量が年間250トン以上である事業者（多量排出事業者）に対しては、判断の基準となるべき事項に照らして取組が著しく不十分であると認めるときは、勧告、公表及び命令を行うことができることとする。

判断の基準となるべき事項においては、代替製品への切替え（店内飲食に用いるカップをリユース可能なものに切り替える等）、製品生産工程の見直し（工場内で発生する端材の量を削減するための金型の入替え等）等を規定する。

③ 主務大臣の計画認定による廃棄物処理法の特例（手続の一元化）

市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化、製造・販売事業者等による使用済プラスチック使用製品の自主回収及び再資源化並びに排出事業者等によるプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化を促進するため、プラスチック使用製品廃棄物の再商品化、使用済プラスチック使用製品の自主回収・再資源化又はプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に関する計画を主務大臣が認定することで、当該計画に基づいて行われる使用済プラスチック使用製品若しくはプラスチック使用製品廃棄物の再商品化、自主回収・再資源化事業又は再資源化事業に必要な廃棄物の収集、運搬及び処分について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく各自治体による業の許可を不要とする。

なお、認定を受けた市町村、製造・販売事業者等及び排出事業者による計画の実施状況の主務大臣への報告手続は政令で規定する。

2 直接的な費用の把握

- ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）
〔「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが〕

求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

[遵守費用]

① 特定プラスチック使用製品の使用の合理化について

特定プラスチック使用製品の提供事業者による遵守費用について、今回指定する業種の中で最も店舗数が多いコンビニエンスストアを例に、以下のとおり想定する。

<コンビニエンスストアの場合>

I. 遵守費用

＝導入された規制の対応に要した時間 × 従業員の人件費

＝808万3,333時間（※1）×1,460円（※2）

＝約118億170万円

※1 有料化や声掛けを行う場合、1回の接客ごとに5秒ほど追加で接客する時間が増加する。ここで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言等の影響を除くため、2019年のコンビニエンスストアの客数で考えると、約174億6,000万人の来客数（（一社）日本フランチャイズチェーン協会コンビニエンスストア統計調査年間集計（2019年1月から12月）のうち、1/3の来客数に対してストローやスプーンなどの特定プラスチック使用製品を提供していたと仮定すると、5秒×174億6,000万人×1/3＝808万3,333時間、導入された規制の対応に要することが想定される。

※2 時給＝（卸売業・小売業の月間現金給与額）÷（1月当たりの労働時間）＝（23万3,412円）÷（8時間×20日）＝約1,460円。

（厚生労働省 「毎月勤労統計調査」 令和元年分結果確報）

一方、今回の規制を導入することで、これまで無償で提供していた特定プラスチック使用製品の使用量が削減され、店舗側の負担が減ることが想定される。

ただし、特定プラスチック使用製品の有料化やポイント還元等、店舗側の対策により負担額が変化する可能性があることにも留意が必要。

II. 規制の導入によって削減される費用

＝特定プラスチック使用製品の提供人数×特定プラスチック使用製品の仕入単価

＝58億2,000万人（※1）×4円（※2）

＝約233億円

※1 2019年のコンビニエンスストアの客数約174億6,000万人のうち、1/3の消費者に対してストローやスプーンなどの特定プラスチック使用製品を提供していたと仮定すると、特定プラスチック使用製品の提供人数 174億6,000万人×1/3＝58億2,000万人。

※2 ストローやスプーン等の特定プラスチック使用製品の1回当たりの提供につき、約4円程度費用が発生すると想定（インターネットによる相場の調査）

Iの追加的にかかるコストと、IIで削減できるコストを比較すると、IIで削減できるコストの方が大きいと、本政令案で求められる措置を講ずることで、むしろ事業に係る費用は削減されることが想定される。

② プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等について

プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出抑制及び再資源化等の取組について、事業活動の別に拘わらず、従業員から排出されるプラスチックごみに着目し、一般的な事業所において追加的に発生すると考えられる費用を以下のとおり想定する。

I. 遵守費用

＝導入された規制の対応に要した時間×従業員の人数
＝473万9,000時間（※1）×1,900円（※2）
＝約90億410万円

※1 全事業所において、分別排出などの従業員に対する普及啓発活動を行うと仮定すると、全国の従業員数56,873,000人×5分＝約473万9,000時間。

（総務省統計局「経済センサス-基礎調査」「経済センサス-活動調査」）

※2 時給＝（調査産業における平均の月間現金給与額）÷（調査産業における平均の1月当たりの総労働時間）＝（26万4,216円）÷（139時間）＝約1,900円。

（厚生労働省「毎月勤労統計調査」令和元年分結果確報）

一方、排出の抑制及び再資源化等を行うことで、プラスチック使用製品産業廃棄物等の発生量が削減され、以下のとおり処理コストが削減されると見込まれる。

II. 規制の導入によって削減される費用（廃棄物の処理コスト）

＝規制の導入によって削減されるプラスチック廃棄物の量×プラスチック廃棄物の処理費用
＝1日当たりの1人分のプラスチック廃棄物の量×営業日×従業員数×排出の抑制及び再資源化等を行うことで抑制される割合×廃プラスチックの処理費用
＝0.168kg（※1）×240日（※2）×56,873,000人（※3）×0.15（※4）×35円/kg（※5）
＝約120億3,900万円

※1 【一人一日当たりごみ排出量 918g】×【うち、プラスチックが占める割合（＝使用済プラスチック製品排出量783万t/ごみ総排出量4,274万t）】

出典：令和3年版環境白書、2019年プラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分の状況（（一社）プラスチック資源利用協会）

※2 祝日・休日を除いた年間の営業日

※3 全国全従業員数 56,873,000人 「経済センサス-基礎調査」

※4 判断の基準となるべき事項に従って排出の抑制及び再資源化等に取り組むことで15%程度、プラスチック廃棄物の量の削減が達成できると仮定する。

※5 廃プラの処理費用単価。業者ヒアリングにより算定。

Iに追加的にかかるコストと、IIで削減できるコストを比較すると、IIで削減できるコストの方が大きいと、本政令案で求められる措置を講ずることで、むしろ事業に係る費用は削減されることが想定される。

③ 主務大臣の計画認定による廃棄物処理法の特例（手続の一元化）について

本計画認定は、使用済プラスチック使用製品の自主回収・再資源化又はプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化を実施する者が一律に取得しなければならないものではなく、廃棄物処理法の特例の適用を受けようとする者にのみ必要な手続である。

このうち、計画申請及び計画の変更手続を行う際に、書類の準備（16時間）及び認定を行う官庁との調整（8時間）等に1人で1件当たり24時間を要すると仮定すると、上記②で計算した時給（約1,900円）×24時間＝約4.6万円が申請手続に係る費用となる。

しかしながら、これまで事業者は廃棄物処理法上の業許可を取得するために複数の都道府県に対して同様の申請が必要であったため、上記と同様の金額が申請する自治体の数に比例して追加的に必要になっていた。

本政令案の施行後は、本手続は主務大臣に対する申請へと一元化されることで複数の自治体に対して手続を行う必要がなくなるため、むしろ事業に係る費用は削減されることが想定される。

[行政費用]

① 特定プラスチック使用製品の提供事業者、②プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出事業者への実施状況の確認については、仮に国が年間120件（10件/月）の回答内容の確認及び集計作業等を行うに当たり、1人で1件当たり2時間を要すると仮定すると、時給約1,980円（※1）×2時間×120件＝約48万円が調査に係る費用となる。

※1 令和2年4月1日総務省が実施する公務員給与の実態調査を参照
給料月額（31万6,993円）÷（8時間×20日間）＝約1,980円

② 製造事業者等の自主回収・再資源化事業計画、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出事業者の再資源化事業計画について、仮に年間60件（5件/月）の申請があり、1件当たりの申請内容の確認及び申請者との調整等に2人で1件当たり8時間ずつ要すると仮定すると、時給約1,980円×2人×8時間×60件＝約190万円が認定手続に係る費用となる。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

上記③の③については、本来は廃棄物処理法の業許可を取得するために複数の都道府県等に対する申請が必要であったところ、法の施行後は主務大臣に対する申請に一元化されることとなり、手続に関する規制が緩和されることとなる。主務大臣と都道府県等との計画認定に係る連絡が発生し、追加で行政費用がかかる可能性があるものの、連絡はメール等で済む軽微なものであるため、本措置による行政費用の増加は軽微（※）である。

（※）年間 60 件 × 対応時間 0.1 時間 × 時給 1,980 円 = 11,800 円

なお、認定事業者は廃棄物処理法上の廃棄物処理業者とみなされることから、都道府県等によるモニタリング費用等が発生するが、これは、事業者が国による認定を受けずに都道府県等から業許可を取得した場合であっても発生する費用であるため、本措置により追加的な行政費用は生じない。

◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。
詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

本規制案の導入により、プラスチック使用製品廃棄物の排出量が削減されるとともに、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等が推進されることで、プラスチック資源循環戦略に盛り込んだマイルストーン（2030年までに使い捨てプラスチックを累積25%排出抑制、2035年までに使用済プラスチックを100%有効利用、2030年までに再生利用を倍増等）に近づくとともに、プラスチック使用製品廃棄物の処理に係る社会的費用が削減される。

※ 遵守費用に係る規制導入による効果（便益）は、③の項目を参照

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ま

しい。

環境中へのプラスチック使用製品廃棄物の漏出を防止することによる海洋プラスチックごみ問題への貢献、化石資源を原料とするプラスチックの焼却量が削減されること等による地球温暖化の防止への寄与、代替素材の開発・生産や資源循環関連産業の発展による経済成長・雇用創出への寄与等が想定されるが、これらの金銭価値化は困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

上記③の③については、本来は廃棄物処理法で定める廃棄物処理業の許可を取得するため、複数の都道府県に対する申請が必要であったところ、法の施行後は主務大臣に対する申請に一元化されることとなり、手続に関する規制が緩和されることとなる。

仮に事業者が4つの自治体に対して廃棄物処理法上の業許可が必要な事業を実施しており、1件当たりの業許可の申請に1人で1件当たり24時間程度時間を要すると仮定すると、当該規制緩和により、時給（約1,900円）×24時間×3（申請した自治体の数-1（国への申請分））＝約14万円の遵守費用の削減が見込まれる。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。
※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

当該規制による副次的な影響及び波及的な影響は基本的に存在しないものと考えられる。

当該規制緩和によって国が製造事業者等の自主回収・再資源化事業計画又は排出物事業者等の再資源化事業計画を認定した場合、認定事業者は廃棄物処理法上の業許可は不要となるが、引き続き廃棄物処理法で定める廃棄物処理基準の遵守義務が課されるとともに、処分施設の設置許可は必要であり、また、計画の申請の際に申請者が十分な技能等を有することを主務大臣が確認することとしているため、その影響は限定的と考えられる。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

上記2～4のとおり、本規制の導入によって事業に係る費用は削減されることが想定されるため、本措置は正当化されるものと考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

① 特定プラスチック使用製品の使用の合理化

特定プラスチック使用製品の対象製品及び対象業種については、定量的なデータに基づき、市場への流通量が少ない製品もすべからく対象にするなど、対象の範囲の拡大・縮小を含め複数案を踏まえ比較・検討し、あらゆる検討を行ったが、最終的には上記の製品・業種を指定することにした。

具体的には、以下の観点で、代替案の検討を行った。

- ・対象製品：消費者に無償で提供されるプラスチックのうち、①当該製品を指定することによってプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制が見込まれること、②提供量の多いプラスチック使用製品であること、③使用の合理化の取組が可能であること。
- ・対象業種：①プラスチック使用製品の提供量の多い業種であること、②使用の合理化を行うことが期待される業種であること。

仮に、上記を踏まえて指定した対象製品からいずれかの製品を減らすと使用の合理化が必要である製品に対して取組が行われず、逆に、対象製品を増やすと市場への流通量が少ない製品も対象となってしまう。また、仮に、対象業種を減らすと特定プラスチック使用製品を多く提供しているにも関わらず使用の合理化の取組の対象とならない事業者が存在することになり、逆に、そ

れ以外の業種を対象とすると、特定プラスチック使用製品をさほど提供していないにも関わらず使用の合理化の取組の対象となってしまう。

そのため、対象製品及び対象業種に関して検討したどの代替案においても有効な排出の抑制策とならない可能性がある。

勧告等の対象となる特定プラスチック使用製品多量提供事業者に係る特定プラスチック使用製品の提供量の要件については、定量的なデータに基づき、全ての事業者を対象にするなど、要件の厳格化・緩和を含め複数案を踏まえ比較・検討し、あらゆる検討を行ったが、最終的には上記の要件（特定プラスチック使用製品の提供量が年間5トン以上）を規定することにした。

具体的には、以下の観点で、代替案の検討を行った。

- ・①同一都道府県内で複数の店舗を有する中堅の店舗等を経営する事業者などは対象とする必要がある一方で、家族経営や個人経営の店舗等の事業者を対象から除くことが適切であること、
- ②容器包装再商品化法においても同様の観点から容器包装多量利用事業者を年間50トン以上利用している事業者と規定していること。

定量的データを元に分析を行った結果、中堅店舗等を経営する事業者は約5トン程度の特定プラスチック使用製品を提供していると考えられる。したがって、仮に、要件を厳格化する（提供量が年間5トン未満の事業者を対象とする）と小規模事業者に過度な負担を課すことになり、社会全体として負担が大きくなることから不適切である。逆に、要件を緩和すると、使用の合理化を実施することが望ましい事業者が規制の範囲外となるため、本規制が目指す施策の実効性が不十分となり、適切な規制とならない。

② プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進

勧告等の対象となる多量排出事業者の要件については、廃棄物処理法に基づき排出事業者が自治体に対して提出を求めている産業廃棄物管理表を元に分析を行い、全ての事業者を対象にするなど、要件の厳格化・緩和を含め複数案を踏まえ比較・検討したうえで、あらゆる検討を行ったが、最終的には上記の要件（プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量が年間250トン以上）を規定することにした。

具体的には、以下の観点で、代替案の検討を行った。

- ・①多量にプラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する事業者ほど資源循環に資する寄与が大きく、排出の抑制及び再資源化等に取り組む必要性が高いこと、②事業規模が小さい事業者にまで排出の抑制及び再資源化等に係る取組を実施する義務を課すと過度な負担となること、③全ての事業者を勧告等の対象とした上で、その取組を監督することは限られた行政資源の中で費用対効果が現実的なものとはならないこと。

定量的なデータ（国内において排出されるプラスチック使用製品産業廃棄物等の情報）を元に分析を行った結果、年間で約438万トンが廃プラスチック類として排出されていることを踏まえ、

上記の①～③で掲げる観点を満たしたうえで、この排出量の相当程度をカバーするためには、年間約 250 トン以上を排出している事業者を規制の対象とする必要があることが分かった。したがって、仮に、要件を厳格化する（排出量が年間 250 トン未満の事業者を対象とする）と対象となる事業者数が増加し、②及び③の観点から社会全体として負担が大きくなることから不適切である。逆に、要件を緩和すると、対象となる事業者数が減少し、①の観点から排出の抑制及び再資源化等を実施することが望ましい事業者が規制の範囲外となるため、本規制が目指す施策の実効性が不十分となり、適切な規制とならない。

③主務大臣の計画認定による廃棄物処理法の特例（手続の一元化）

代替手段として本緩和を実施しない場合、引き続き廃棄物処理法に基づく各都道府県等による業の許可を個別に申請する必要があるため、手続に関する負担が軽減されないことから、円滑なプラスチック資源循環に係る取組が実施できないおそれがあり、適切な緩和とならない。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

本規制案については、中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会 産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議における計 8 回の審議を経て、令和 3 年 1 月 29 日に取りまとめた「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」並びに同審議会での第 9 回及び第 10 回審議会での「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の政省令・告示の策定に向けた議論の内容を踏まえて立案している。なお、本審議会においては、規制に係る負担等に関する議論も行われた。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本規制案については、法附則第 2 条において、「法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」旨が規定さ

れているため、施行から5年（令和9年）を経過した後に事後評価を実施する。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

事後評価に向け、以下の指標により費用、効果等を把握することとする。

[遵守費用]

本規制案の対象となる事業者数、判断基準に従って講じた取組に要した費用（対象事業者への調査・ヒアリング等により把握）

特定プラスチック使用製品の提供量[行政費用]

対象事業者の実施状況に係る調査に要した費用

自主回収・再資源化事業計画の申請数

[効果（便益）]

プラスチック使用製品廃棄物の削減量、プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化率及び有効利用率（再資源化及び熱回収の割合）（対象事業者への調査・ヒアリング、民間団体等の調査結果に関する情報収集等により把握）